

助成額

500万

※ 対象経費の 1/2 以内で 助成します。

その他の業種

事業承継を契機に更なる競争力強化を目指した設備更新・導入や 世代交代を見据えた事業承継に伴う設備更新・導入に対する費用の一部を助成します。

# 対 象 者

中小企業基本法に規定する中小事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以 下の要件をすべて満たしていること。

- ※みなし大企業は除く
- (1)品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること
- (2)前年度の法人都民税を滞納していないこと
- (3)品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- (4)事業承継を3年以内に行う見込みを有する方 もしくは事業承継してから3年を経過していない方
- (5) 本助成金申請前に品川区事業承継支援事業の専門家派遣を受けた方 ※専門家派遣は、代表者と後継者もしくは後継者候補者のお二人で受けていただきます。
  - \*申請は(5)を実施した方のみ受付します。
- ※書面審査・実地審査の総合的な審査のうえで、助成対象企業を決定します。

#### 対象経費

- (1)事業承継を契機として老朽化による設備更新
- (2) 更なる発展に向けて競争力強化を目指した最新機械設備の購入
- (3)内装・外装工事(小売業・サービス業に限る)

## 申請期間

# **令和 2 年 3 月 23 日(月)~令和 3 年 2 月 26 日(金)**午後 5 時必着

事業承継専門家派遣の申込は、本助成金申請前までにお受け下さい。

## 申請の流れ

- ①申請期間中に申請書を提出
- ②審查(書類審查・実地審查)
- ③助成企業の決定 ※交付決定は令和2年4月1日以降になります。
- ④設備納入および事業実施報告書の提出
- 5 完成検査および助成金支払

### 提出書類

- ①品川区事業承継設備投資支援事業助成金交付申請書(区指定様式)
- ②事業承継計画書・事業計画書(助成金用)(区指定様式)
- ③対象事業経費に係る見積書(コピー可)
- ④申請事業の詳細資料(設備のカタログ等)
- ⑤企業概要(会社案内・パンフレット等)
- ⑥ (法人) 履歴事項全部証明書(コピー可) (個人)事業承継済みの方は開業届(コピー可)
- ⑦(法人)法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書(コピー可)
  - (個人) 個人事業税納税証明および住民税納税証明書(コピー可)
- ⑧ (法人) 法人税の確定申告書および決算書一式(直近のもの) (個人) 所得税の確定申告書および決算書一式(直近のもの)
- ⑨誓約書(区指定様式)
- ⑩提出書類確認チェックシート(区指定様式)
- ⑪申請者(担当者)の名刺
- ⑩本助成金申請前の設備および設備周辺の写真
- ※ 中小企業支援サイト(https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/)内の募集要項に事業全体の流れや 審査、注意事項等の詳細を記載しております。ご申請の際は、必ず募集要項をお読みください。

申請された助成金については、審査の上交付を決定します。申請書提出の段階では、助成金の交付を約束するものではありません。

【お問い合わせ】

TEL 5498-6340 FAX 5498-6338

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係